

2025年（令和7年）第7回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）7月16日（水）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）7月16日（水）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）7月31日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について

6 報告事項

2025年度（令和7年度）農地パトロールの実施について
農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1 番 佐藤 眞子 | 2 番 土屋 智樹 | 3 番 沖 賢二 | 4 番 野田 幸男 |
| 5 番 寶諸 孝也 | 6 番 佐藤 泰造 | | 8 番 石井 洋子 |
| 9 番 岡本 卓也 | 10 番 安原 理雄 | 11 番 能宗 秀典 | 12 番 下江 京子 |
| | 14 番 須藤 薫雄 | 15 番 谷本 耕造 | |

8 欠席委員

- 7 番 小林 輝仁 13 番 山本 明

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 事務局長 | 林 茂晃 | 事務局調整員 | 徳永 嘉則 |
| 事務局 | 和田 奈津美 | 松永出張所 | 花田 宏 |
| 北部出張所 | 藤井 勝俊 | 神辺出張所 | 板谷 浩司 |
| 沼隈出張所 | 須野田 康行 | 以上 7名 | |

1 1 議事内容
午後 3 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2025 年（令和 7 年）第 7 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 15 名のうち、 出席委員 13 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 10 条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 3 番 おき けんじ 沖 賢二 委員 と 議席番号 8 番 いしい ようこ 石井 洋子 委員 をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2025 年（令和 7 年）第 7 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 まず、8 ページ 5 番、9 ページ 7 番と 9 番、10 ページ 10 番について、全ての地種欄に「第 2 種」を追加です。また、10 ページ 10 番については施設欄を「露天資材置場」から「露天資材置場及び露天駐車場」に訂正です。 次に、14 ページ 19 番について、現況地目を「山林」から「原野」に、利用状況欄を「平成 20 年頃から耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂し山林となった。」から「平成 20 年頃から耕作放棄していたところ、笹や

事務局 (続き)	雑木等が繁茂し原野となった。」に訂正です。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、7 月 2 4 日、午前 9 時 3 5 分からの現地調査に続き、午前 1 1 時から市役所 3 階 小会議室で協議会を開催しました。 委員 7 名中 6 名の出席により、議案第 1 号 2 件、議案第 3 号 1 件、合計 3 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番と 2 番について報告します。 1 番と 2 番は関連案件です。 引野町の受人が、大門町の渡人 2 人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、7 月 2 5 日、午前 1 1 時 4 0 分からの現地調査に続き、午後 4 時から市役所 3 階 小会議室で協議会を開催しました。 委員 1 0 名中 1 0 名の出席により、議案第 1 号 6 件、議案第 3 号 6 件、議案第 4 号 6 件合計 1 8 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 3 番から 8 番について報告します。 3 番は、津之郷町の受人が、山手町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、貸借の継続をするものです。 4 番は、本庄町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農

委 員 4 番 野田 (続き)	するものです。 5 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 6 番は、沼隈町の受人が、広島市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 7 番は、水呑町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与にて譲り受けるものです。 8 番は、内海町の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石井	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、7月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。委員7名中、全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件、議案第4号6件、合計11件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9番から12番について報告します。 9番は、今津町の受人が、東京都板橋区の渡人から農地を譲り受けて経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。 10番は、尾道市の受人が、東桜町の渡人から譲り受けて新規就農し、果樹を栽培する計画です。 11番は、尾道市高須町の受人3人が、民事裁判の確定判決により、大阪府八尾市ほかの渡人6人から、持ち分の譲渡を受けるものです。 12番は、今津町の受人が、兵庫県神戸市の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、野菜を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長 委 員 10番 安原	北部地区の報告をお願いします。 北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、7月25日、午前11時30分から、関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中12名の出席により、議案第1号8件、議案第3号2件、議案第4号8件の合計18件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ13番から4ページ20番について報告します。 まず13番と14番は、第5回総会で継続審議となり、6月16日に一旦取り下げられたものです。理由は今まで北部地区、神辺地区で許可された営農型太陽光発電パネルの下部で、榊やヒサカキ・櫨の定植が十分でなかったためで、7月3日に補植が完了し、再度申請があったものです。 15番は、新規に申請されたものです。以前、東京都青梅市の農地所有適格法人が、芦田町福田の渡人から、それぞれ申請地を譲り受け、電力会社が設置する営農型太陽光発電パネルの下部で榊やヒサカキを栽培し、経営規模を拡大するものです。 4ページ16番は、新市町宮内の受人が、広島市西区の姉から贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 17番は、加茂町下加茂の受人の隣地は、東京都江東区の渡人の実家にあたります。このたび申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して、経営規模を拡大するものです。 18番は、14ページ18番と関連案件です。霞町四丁目の受人は、同居の母から生前贈与により申請地を譲り受け、季節野菜を栽培する計画です。 19番は、新市町下安井の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培して、経営規模を拡大するものです。 20番は、新市町戸手の受人が、いここにあたる同町の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培して、新規就農するものです。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
--	--

議 長 委 員 1 3 番 須藤	神辺地区の報告をお願いします。 神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、7月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時40分から神辺支所2階 21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号8件、第2号3件、議案第3号6件の合計17件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ21番から6ページ28番について報告します。 21番は、申請地の川南の畑898㎡について、川南の渡人から、御幸町の受人が譲り受けて、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。 22番は、申請地の新湯野の田362㎡について、滋賀県大津市の渡人から、湯野の受人が譲り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。 23番は、申請地の湯野の田1,148㎡について、福岡市早良区の渡人から、湯野の受人が3年間の使用貸借権を設定して借り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。 24番から26番は関連案件です。24番は申請地の西中条の田1,079㎡について、西中条の渡人から、25番は申請地の西中条の畑558㎡について、西中条の渡人から、26番は申請地の西中条の田1,011㎡について、西中条の渡人から、東京都青梅市の農地所有適格法人が譲り受けて、今後申請許可後に設置予定の営農型太陽光パネルの下で榊とヒサカキを栽培し、全国的に経営規模拡大を図るものです。 27番は、申請地の下竹田の田4筆計3,729㎡について、下竹田の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。 28番は、申請地の平野の田2筆計1,456㎡について、平野の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、水稻を耕作して経営規模の拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
--	--

議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 須藤	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」 7 ページ 1 番から 3 番について報告します。 1 番は、徳田の申請人が所有する徳田の田 2 0 4 m²について、隣接する自宅の庭及び露天駐車場として利用するものです。 2 番は、川南の申請人が所有する湯野の田 3 2 3 m²について、農家住宅を建築するものです。 3 番は、駅家町の申請人が所有する八尋の畑 2 0 9 m²について、露天駐車

委 員 1 3 番 須藤 (続き)	場として利用するものです。 なお、1 番から 3 番の申請地については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。 また、1 番と 3 番の申請地については、既に露天駐車場として利用していたため、顛末書の提出を受けています。 現地調査を行いました。が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 2 号の案件のうち、1 番は J R 道上駅からおおむね 4 5 0 メートル以内、2 番は井原鉄道井原線湯野駅からおおむね 4 7 0 メートル以内に存在する市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地として判断されます。 3 番は農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第 2 号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番について報告します。 坪生町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天資材置場として整備するものです。場所は、坪生公民館の北西、約２００メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分について」の２番から７番について報告します。 ２番は、本庄町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、自動車整備工場として整備するものです。場所は、福山市立瀬戸小学校より、北東に約３５０メートルです。 ３番は、郷分町の受人が、大阪府吹田市の渡人から申請地を譲り受け、宅地の拡張をするものです。場所は、福山市泉小学校より、北東に約１キロメートルです。 ４番は、赤坂町の受人が、同町の渡人から申請地に使用貸借権の設定をし、借り受け、住宅を建築するものです。場所は、福山市立赤坂小学校より、南に約１００メートルです。 ５番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、道の駅アリストぬまくまより、南東に約２．５キロメートルです。 ６番は、熊野町の受人が、引野町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、

委 員 4 番 野田 (続き)	借り受け、集会所及び倉庫を 1 棟ずつ建築するものです。場所は、福山市立熊野小学校より、南に 7 5 0 メートルです。 7 番は、内海町の受人が、久松台の渡人から申請地を譲り受け、宅地の拡張をするものです。場所は、福山市役所内海支所より、南西に 1 9 0 メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石井	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、8 番について報告します。 8 番は、別冊 3 9 ページ 1 2 番と関連しています。柳津町の法人が、今津町五丁目および今津町七丁目の渡人 3 人から譲り受けて、庭および通路を設置するものです。場所は、柳津小学校から、東へ約 4 8 0 メートルのところ です。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないため、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 9 ページ 9 番から 1 0 ページ 1 0 番について報告します。 9 番は、南蔵王町六丁目の電気工事業者が新市町戸手の渡人から申請地 2 筆を譲り受け、所要面積 8 6 6 平方メートルに、1 9 8 枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。場所は福相小学校の北 5 0 0 メートルの所です。 1 0 番は、東深津町五丁目の建設業者が加茂町下加茂の渡人から申請地 2 筆を譲り受け、所要面積 2, 4 6 4 平方メートルに露天資材置場及び露天駐車場を整備するものです。場所は福山北特別支援学校の東 2 0 0 メートルの所です。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるお

	それもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 須藤	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」1 0 ページ 1 1 番から 1 1 ページ 1 6 番について報告します。 1 1 番から 1 3 番は関連案件です。1 1 番は、申請地の川南の田 2 1 0 m²について、川南の渡人から、1 2 番は、申請地の川南の田 2 1 0 m²について、草戸町の渡人から、1 3 番は、申請地の川南の畑 4 9 9 m²について、川南の渡人から、川南の法人が譲り受けて、露天駐車場として利用するものです。 1 4 番は、申請地の川南の田 2 筆計 1, 6 8 0 m²について、川南の渡人から、芦田町の受人が譲り受けて、露天資材置場として利用するものです。 1 5 番は、申請地の徳田の田 4 3 0 m²について、徳田の渡人から、孫である同地区の受人が期限を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、農家住宅を建築するものです。 1 6 番は、申請地の東中条の田 2 筆計 1, 4 0 0 m²について、徳田の渡人から、駅家町の受人が譲り受けて、露天資材置場として利用するものです。 なお、1 5 番については、農振農用地区域内の農地であるため、農振除外の手続き中です。 現地調査を行いました。が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 3 号の案件のうち、1 5 番は J R 道上駅からおおむね 4 5 0 メートル以内に存在する市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地として判断されます。 その他の案件については、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

事務局 (続き)	別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第３号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第４号「非農地証明について」の１番から６番について報告します。 １番は、昭和２５年頃から住宅敷地として利用し、現在に至ります。場所は、福山市立福山中・高等学校より、南に約１．１キロメートルです。 ２番は、昭和５０年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、福山市沼隈運動場より、南西に約２００メートルです。 ３番は、平成１６年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、アリストぬまくまより、北東に約７５０メートルです。 ４番は、明治４２年頃から建物を建築し、現在に至ります。場所は、旧内

委 員 4 番 野 田 (続き)	海中学校跡より、西に３００メートルです。 ５番は、昭和５０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、箱崎漁港より、北西に約２５０メートルです。 ６番は、昭和５０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、箱崎漁港より、北西に約１５０メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 8 番 石 井	議案第４号「非農地証明について」の７番から１２番について報告します。 ７番は、本郷町の申請人が、平成８年頃より居宅兼物置として使用していたものです。場所は、本郷小学校から南へ約６０メートルのところですか。 ８番は、神村町の申請人が、昭和４０年頃から進入路、駐車場、庭として使用していたものです。場所は、^{はねおいけ}羽拵尾池から西へ約３２０メートルのところですか。 ９番は、柳津町の申請人が、昭和５５年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、フジサコ池から西へ約１２０メートルのところですか。 １０番は、柳津町の申請人が、昭和５５年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、フジサコ池から西へ約１４０メートルのところですか。 １１番は、柳津町の申請人が、平成１２年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、野田奥池東側近接地ないし同池から西へ約８３メートルから３１０メートルの範囲です。 １２番は、兵庫県西宮市の申請人が、昭和６０年頃から住宅敷地として使用していたものです。場所は、新池から東へ約５２０メートルのところですか。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。

委員 10番 安原	議案第4号「非農地証明について」の13ページ13番から14ページ20番について報告します。 13番の申請地は、平成7年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野になっているのです。場所は有磨小学校の南1.2キロメートルの所です。 14番の申請地は、申請者が平成11年1月に相続し、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野になっているものです。場所は有磨小学校の南1.2キロメートルの所です。 15番の申請地は、昭和60年より前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野化しているものです。場所は福山北産業団地の北2キロメートルの所です。 16番の申請地は、平成10年頃から耕作放棄していたところ、熊笹や樹木が繁茂し、原野になっているものです。場所は福山北産業団地の北2キロメートルの所です。 17番の申請地の1815と2156-1は、平成元年頃から、2156-2は、平成15年頃から耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂し原野になっているものです。場所は加茂中学校の北500メートルの所です。 18番は、4ページ18番と関連案件です。申請地は平成15年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっているものです。場所は旧山野小学校の西3キロメートルから4キロメートルの所です。 19番の申請地は、平成20年4月頃から、耕作放棄していたところ、笹や雑木等が繁茂し原野になっているものです。場所は服部大池の西1キロメートルの所です。 20番の申請地は昭和57年頃、雑木等が繁茂し、原野となっているものです。場所は雨木池の北西600メートルの所です。 なお、13番、14番、15番、16番の全筆と、17番の2156-1と2156-2、18番の2498-1、20番の248-2は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
--------------------------	---

議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質 問 等 な し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に協議及び報告事項の「２０２５年度（令和７年度）農地パトロールの実施について」を事務局から説明してください
事務局	事務局の小澤と申します。別紙で配布している「福山市農地パトロール（利用状況調査）実施要領」について説明させていただきます。 こちらは毎年掲げているものであり、２０２４年度（令和６年度）の内容と変更はありません。趣旨及び実施時期を読み上げて説明に代えさせていただきます。 （趣旨） 第１条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。 このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策一等について重点的に取り組む。なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第３０条の利用状況調査として行うこととする（以下、利用状況調査と併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール（利用状況調査）」という）。 （実施時期） 第２条 ８月から１１月を農地パトロール（利用状況調査）の実施時期と

事務局 (続き)	して設定する。 以降は別紙記載のとおりとなります。委員の皆様には、総会後の研修会にて実際の活動に即した詳細をご説明させていただきます。以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、2025年度（令和7年度）福山市農地パトロールについて、協議いただいた実施要領に基づき、適正に実施することとします。
議 長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の15ページから20ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、33件を事務局長専決で受理しました。 次に、21ページから23ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び24ページから32ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条14件、5条41件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、33ページから35ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が12件ありました。 次に、36ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から5件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。

事務局 (続き)	最後に、３７ページから３９ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、１２件を受理しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２５年（令和７年）第５回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了します。なお、このあと午後４時から、ご案内しておりました農地パトロールに関する研修会を実施いたしますので、ご参加をよろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。

午後３時４０分閉会

福山市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、ここに署名する。

議 長

3 番委員

8 番委員
